別表六の二（二十一）　法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

調整前連結税額超過額の計算

各連結法人の当期税額控除可能額の合計額	1	(37の①)　円	法人税の額から控除される特別控除額 ((1)と((2)又は(3))のうち少ない金額)	4	円
調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	2		調整前連結税額超過額 (1)－(4)	5	
当期税額基準額 (2)×90/100	3				

調整前連結税額超過構成額の明細

措法第68条の15の7第1項各号の該当号等			当期税額控除可能額 ①	調整前連結税額超過構成額 ②
第1号	前期繰越分計	6	別表六の二(二十一)付表「5の①」　円	別表六の二(二十一)付表「5の②」　円
		7	別表六の二(二十一)付表「6の①」	別表六の二(二十一)付表「6の②」
	当期分	8	別表六の二(三)「9」	
		9	別表六の二(三)「16」	
第2号	前期繰越分計	10	別表六の二(二十一)付表「9の①」	別表六の二(二十一)付表「9の②」
	当期分	11	別表六の二(四)「5」	
第3号	当期分	12	別表六の二(五)「19」	
第4号	前期繰越分計	13	別表六の二(二十一)付表「12の①」	別表六の二(二十一)付表「12の②」
	当期分	14	別表六の二(八)「25」	
第5号	前期繰越分計	15	別表六の二(二十一)付表「15の①」	別表六の二(二十一)付表「15の②」
	当期分	16	別表六の二(九)「37」	
		17	別表六の二(九)「41」	
第6号	前期繰越分計	18	別表六の二(二十一)付表「20の①」	別表六の二(二十一)付表「20の②」
	当期分	19	別表六の二(十)「26」	
第7号	前期繰越分計	20	別表六の二(二十一)付表「23の①」	別表六の二(二十一)付表「23の②」
	当期分	21	別表六の二(十二)「26」	
第8号	前期繰越分計	22	別表六の二(二十一)付表「26の①」	別表六の二(二十一)付表「26の②」
	当期分	23	別表六の二(十三)「26」	
第9号	当期分	24	別表六の二(十四)「20」	
第10号	当期分	25	別表六の二(十五)「15」	
第11号	前期繰越分計	26	別表六の二(二十一)付表「29の①」	別表六の二(二十一)付表「29の②」
	当期分	27	別表六の二(十六)「25」	
第12号	当期分	28	別表六の二(十七)「16」	
第13号	当期分	29	別表六の二(十八)「20」	
平成24年改正前の第7号	前期繰越分計	30	別表六の二(二十一)付表「34の①」	別表六の二(二十一)付表「34の②」
	当期分	31	別表六の二(十一)「26」	
平成23年12月改正前の第4号	前期繰越分計	32	別表六の二(二十一)付表「37の①」	別表六の二(二十一)付表「37の②」
	当期分	33	別表六の二(七)「25」	
震災特例法第25条の2第2項若しくは第3項、第25条の2の2第2項若しくは第3項又は第25条の2の3第2項若しくは第3項	前期繰越分計	34	別表六の二(二十一)付表「42の①」	別表六の二(二十一)付表「42の②」
	当期分	35	別表六の二(十九)「26」	
震災特例法第25条の3第1項、第25条の3の2第1項又は第25条の3の3第1項	当期分	36	別表六の二(二十)「17」	
合計		37		(5)

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）